

運用実績

基準価額 12,494円

前月末比 ▲244円

純資産総額 17.15億円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2023年6月8日

基準価額等の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※ベンチマークは、FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックス（円換算ベース）です。FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックスを委託会社にて円換算しています。ベンチマークの詳細につきましては、後掲の「ベンチマークについて」をご参照ください。

※ベンチマークは、ファンドの設定当初の値が基準価額と同一となるよう指数化しています。

資産構成

ファンド	比率
SBI・V・先進国株式（除く米国）インデックス・マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%

マザーファンド	比率
バンガード・FTSE 先進国市場（除く米国）ETF	97.7%
現金等	2.3%

※比率は純資産総額に対する割合です。

※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※マザーファンドはバンガード社が運用を行う「バンガード・FTSE 先進国市場（除く米国）ETF」を主要投資対象とします。

期間収益率

	設定来	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
ファンド	24.94%	-1.92%	3.15%	2.42%	7.06%	-	-
ベンチマーク	28.66%	-1.23%	3.92%	3.63%	9.04%	-	-
差	-3.72%	-0.69%	-0.77%	-1.21%	-1.98%	-	-

※ファンドの期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

※ベンチマークの収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しています。

収益分配金（税引前）推移

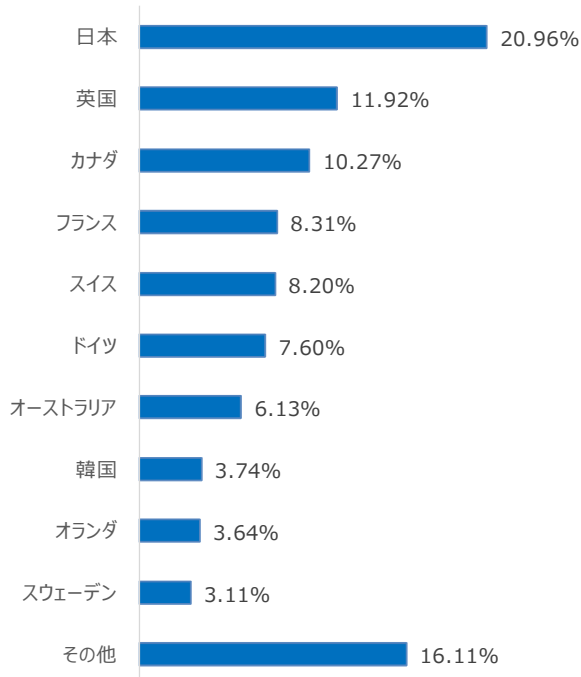
決算期	第1期	-	-	-	-	設定来累計
決算日	2024/6/10	-	-	-	-	
分配金	0円	-	-	-	-	

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

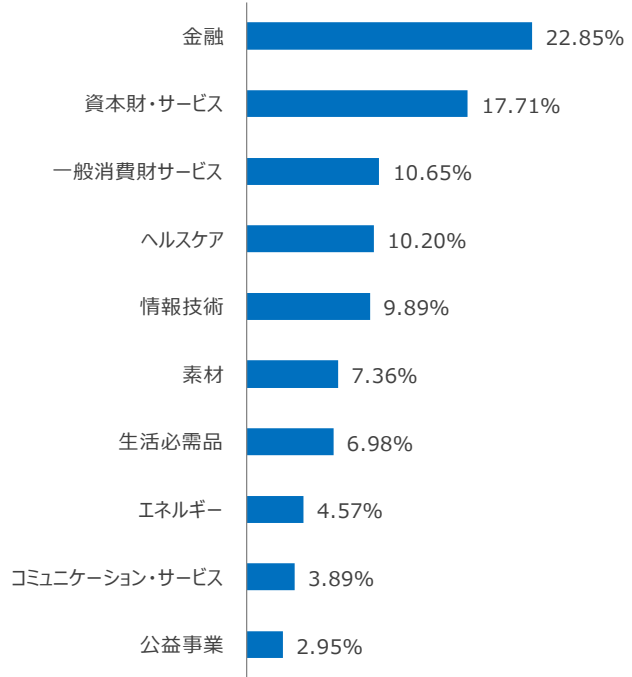
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の水準を示唆・保証するものではありません。

マザーファンドにおける投資信託証券（ETF）の資産状況

組入上位国・地域



組入上位業種



※比率は、投資信託証券（ETF）の株式評価額に対する割合です。

※Bloombergのデータを基に、S B I アセットマネジメントが作成しています。なお、データは基準日現在のものです。

組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	比率
1 SAP	ドイツ	情報技術	1.29%
2 ASMLホールディング	オランダ	情報技術	1.19%
3 ノボ・ノルディスク	デンマーク	ヘルスケア	1.19%
4 ネスレ	スイス	生活必需品	1.06%
5 ロシュ・ホールディング	スイス	ヘルスケア	1.04%
6 アストラゼネカ	英国	ヘルスケア	0.97%
7 ノバルティス	スイス	ヘルスケア	0.92%
8 H S B Cホールディングス	英国	金融	0.91%
9 トヨタ自動車	日本	一般消費財・サービス	0.88%
10 シエル	英国	エネルギー	0.88%

※比率は、投資信託証券（ETF）の純資産総額に対する割合です。

※Bloombergのデータを基に、S B I アセットマネジメントが作成しています。なお、データは基準日現在のものです。

（愛称：SBI・V・先進国株式（除く米国））

追加型投信／内外／株式／インデックス型

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引を行う場合は、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になること）が生じる可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のペーパーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れETF（上場投資信託証券）に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 本ファンドは、対象指数への連動を目指すETFに投資することで対象指数への連動を目指しますが、ETFの市場価格の動きと対象指数の動きとの乖離、実質的な投資対象における為替動向や課税状況、ETFの取引時間などの要因により、対象指数の動きと乖離する場合があります。特に市場急変時には、一時的にこれらの乖離が大きくなり、本ファンドの基準価額の変動が対象指数と大きく乖離する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
- 流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（愛称：SBI・V・先進国株式（除く米国））

追加型投信／内外／株式／インデックス型

ベンチマークについて

FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックスとは、米国を除く先進国の株式市場の大型株、中型株、小型株のパフォーマンスを示す時価総額加重平均型の株価指数です。

なお、FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックス（円換算ベース）は、FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックスをもとに、委託会社が円換算したものです。

本ファンドは、FTSE インターナショナルリミテッド（以下「FTSE」といいます。）、ロンドン証券取引所（以下「LSEG」といいます。）（総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。）のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックス」（以下、「本指数」といいます。）の使用及びいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集及び計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず（過失の有無を問わず）、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。

FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

（愛称：SBI・V・先進国株式（除く米国））

追加型投信／内外／株式／インデックス型

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及び既に受付けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2023年6月8日（木））
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・FTSE 先進国オールキャップ（除く米国）インデックスが改廃されたとき、または、本ファンドの実質的な投資対象であるETF（上場投資信託証券）が上場廃止となるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※ 税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

（愛称：SBI・V・先進国株式（除く米国））

追加型投信／内外／株式／インデックス型

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.0638%（税抜：年0.058%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等^{※1}</td> <td>年0.06%程度</td> </tr> <tr> <td>実質的な負担^{※2}</td> <td>年0.1238%（税込）程度</td> </tr> </table> <p>※1 マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等 ※2 ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。</p> <p>（有価証券の貸付の指図を行った場合） 有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。 その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。 この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%（税抜50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。 ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p>	実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ^{※1}	年0.06%程度	実質的な負担 ^{※2}
実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等 ^{※1}	年0.06%程度			
実質的な負担 ^{※2}	年0.1238%（税込）程度			
その他の費用 及び手数料	<p>信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類（目論見書、運用報告書等）の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

